

県道岡山玉野線街路樹ほか管理業務委託（その１） 特記仕様書

この仕様書は、岡山市土木工事共通仕様書によるほか、以下とする。

- 1)受託者は、作業着手前に計画工程表を、作業完了後に実施工程表を提出するものとする。
さらに、月別の作業報告、予定表を毎月初めに提出すること。
- 2)受託者は、所定の報告書、記録写真を、9月末に第1回目を、工期末に第2回目（最終）を提出すること。なお、写真管理にあたっては、日時、場所、作業名等記入のうえ撮影すること。
- 3)受託者は、工程表により監督員に連絡をとり、作業前に材料検収を受け、作業後速やかに検査を受けること。
- 4)受託者は、定期的な巡視を行い、管理に支障のないように努めること。
- 5)受託者は、管理作業にあたり必要な道路使用許可、消防署等、必要な官公署への届け出を行うこと。
- 6)台風等の緊急時には、市（担当課）と密接な連携をとりながら、緊急の巡視体制を組み、災害、事故等に速やかに対応できるようにすること。
- 7)巡視時に樹木等の枯損を発見した場合は、速やかに監督員に報告のうえ、監督員の指示に従い、適切な処理を行うこと。また、枯枝等は速やかに処理するとともに、植込み内のビニール袋、空き缶のゴミ等も取り除き処分すること。
- 8)除草にあたっては、樹木を痛めないこと。また、ゴミ等の処理も併せて行い即日処理すること。また、除草剤の使用にあたっては、安全適正作業に努めること。
- 9)剪定および刈込みにあたっては、時期および剪定方法等、市の方針にそって、監督員と十分協議し作業を行うこと。

10)病虫害の防除について、発生前後の時期に目視による巡回を実施し、発生が認められた場合、病虫害の発生枝を剪除する等物理的防除を実施すること。ただし、現場発生状況により薬剤防除が必要であると判断される場合については監督員に速やかに報告すること。薬剤防除を実施する際は、農薬取締法その他関係法令、及び農林水産省・環境省の「住宅地等における農薬使用について」（参考資料）を遵守すること。

11)灌水にあたっては、時期、場所、樹木等を考慮し、給水車やホース等で所定の水量を効果的に灌水すること。

12)清掃（落葉を含む）は、除草時の回数には含まれず、除草時以外の月に、計画的に行うこと。

13)本数管理表は、本年9月中に、所定の用紙に規格、本数を記入のうえ、遅延なく提出すること。